

# フロン排出抑制法が施行されます！

平成27年4月1日～  
(点検・記録・報告)の義務化

～ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(改正フロン法)に関するお知らせ ～

## ● 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、**代替フロン**と言って、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。しかしその代替フロンは、大気に放出するとCO<sub>2</sub>の数千倍もの「地球温暖化」に与える影響が大きく、**排出削減**が喫急の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「**フロン回収破壊法**」が改正されました。この改正では『**フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律**』と名称を変更し、「できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう」「フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちっと管理しよう」ということになりました。

この**改正フロン法**では、フロン類の製造から廃棄までの「ライフサイクル」全体を見据えた包括的な対策が盛り込まれており、フロン類を製造する「**フロンメーカー**」、フロン類を使用する冷凍空調機器を製造する「**機器メーカー**」、そしてフロン類が使用されている業務用冷凍空調機器を使用している「**機器ユーザー**」に、国が「**判断の基準**」を定め、各当事者にその遵守を求めるものとなっています。

今般平成27年4月1日の全面施行により『**フロン排出抑制法**』として業務用空調・冷凍機器について、**所有者・管理者(ユーザー様)に新たに義務付けられる事になりました内容**について、**ポイント(5つの義務)**をお知らせさせていただきます。

## 1. 冷凍空調機器の点検(簡易点検・定期点検)の義務

- ① **全ての業務用空調機器・業務用冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)**を対象に**簡易点検**を実施しなければなりません。  
目視や聴覚を中心とした日常的な点検です。【点検頻度は3ヶ月に1回以上を基準として実施】  
点検実施者の制限はありませんので、専門業者のアドバイス等により**所有者・ユーザー様自身が行うことも可能**です。
- ② **一定規模以上**の業務用空調機器・業務用冷凍冷蔵機器を対象に**定期点検**を実施しなければなりません。  
**専門業者(有資格者)が行う点検**です。【点検回数は機器の規模(圧縮機電動機定格出力)により1～3年に1回実施】

	対象機器	規模(*1)	点検頻度(*2)	内容	点検実施者
簡易点検	全ての業務用空調・冷蔵・冷凍機器		3か月に1回以上	目視・聴覚等	規定なし
定期点検	業務用空調機器 (エアコンディショナー)	50kW以上	1年に1回以上	目視検査 直接法 間接法	専門業者(有資格者) 第一種フロン類充填回収業者 (冷媒フロン類取扱技術者)
		7.5～50kW未満	3年に1回以上		
	冷凍機器・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上		

(\*1) 規模(圧縮機用電動機定格出力)は機器の銘板に記載されています。

冷房暖房能力・消費電力・送風機出力ではありませんのでご注意ください。

複数台の機器で構成されている場合や、圧縮機が複数台搭載されている機器は合計の定格出力です。(右の例の場合は6.0kWとなります。)

また、ガスヒートポンプ式エアコンはエンジン出力となります。

(\*2) 3か月に1回とは平成27年4月～6月の間に1回、以後3ヶ月おき、  
1年に1回とは平成27年4月～平成28年3月の間に1回、以後1年おき、  
3年に1回とは平成27年4月～平成30年3月の間に1回、以後3年おきです。

※ また機器を**適切な場所に設置**(点検・整備等に支障がない)することと、**適正な使用環境の維持・確保**(機器・周囲の清掃)も定められております。

空冷ヒートポンプ式	型式	※※※※※※	※※※※※※
電源	3φ200V	50/60	Hz
冷媒	R22	12.1	kg
電動機出力	圧縮機用	3.0 × 2	kW
	送風機用	0.6	kW
冷房能力		25.0/28.0	kW
消費電力		6.55/7.61	kW
運転電流		22.0/24.4	A

## 2. 漏えい判明時の漏えい箇所特定及び修理実施の義務

フロン類の漏えい(兆候)が見つかった際、適切な**専門業者**に速やかに**依頼して修理**しなければなりません。

漏えい箇所の特定や修理をしないままフロン類の充填を繰り返すこと(繰り返し充填)は**原則的に禁止**されました。

フロン類の回収・充填は、適切な**専門業者(第一種フロン類充填回収業者)**に依頼しなければなりません。

## 3. 機器の点検・修理や整備に関する履歴の記録・保存の義務

- ① 適切な管理を行うため、点検や修理、フロン類の充填・回収等の**履歴**を**冷媒漏えい点検整備記録簿**に機器ごとに記録し、機器を廃棄するまで**保存**しなければなりません。
- ② 適切な**専門業者(第一種フロン類充填回収業者)**に**整備**を依頼し、**整備の記録**を記入しなければなりません。

## 4. 一定量以上のフロンガス漏えい時の報告の義務

- ① 1年間にフロン類をCO<sub>2</sub>換算値で1,000CO<sub>2</sub>-ton以上漏えいした際は、**漏れた量を国へ報告**しなければなりません。  
1,000CO<sub>2</sub>-ton/1年間とは、(R410Aで約478.5kg)、(R407Cで約565.0kg)、(R22で約535.5kg)以上です。

## 5. 機器を廃棄する際のフロン類回収・破壊の義務

- ① 適切な**専門業者(第一種フロン類充填回収業者)**にて**フロン類を回収**した後、**機器を廃棄**しなければなりません。
- ② 回収依頼の際は、**行程管理票**を交付しなければなりません。

## ● 業務用冷凍空調機器の点検・修理、フロンガスの回収・充填・破壊のご用命は、私たちにお任せ下さい！！

### 株式会社 日乃出エヤコン

TEL (0598) 51-2621 FAX (0598) 51-2623  
http://www.eyakon.com  
E-mail: hinode@aroma.ocn.ne.jp

※簡易点検の手引き(機器点検表)は、下記のホームページからダウンロードできます。

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連) <http://www.jarac.or.jp>

(一社)日本冷凍空調工業会(日冷工) <http://www.jraia.or.jp>

(一財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)